

生物の生息・生育・繁殖の場としてもふさわしい河川整備及び流域全体としての生態系ネットワークのあり方検討会

規約

(名称)

第1条 本会は、「生物の生息・生育・繁殖の場としてもふさわしい河川整備及び流域全体としての生態系ネットワークのあり方検討会」（以下「検討会」という。）と称する。

(目的)

第2条 検討会は、生物の生息・生育・繁殖の場としてもふさわしい河川整備及び流域全体としての生態系ネットワークのあり方について、有識者から意見・助言をいただき、その施策の推進に資することを目的とする。

(組織等)

第3条 検討会の委員は、水管理・国土保全局長が委嘱する。

2 検討会は、別紙の委員により構成する

(委員長)

第4条 検討会には委員長を、検討会に属する委員のうちから、水管理・国土保全局長が任命する。

2 委員長は、検討会を代表し、会務を総括する。

3 委員長は、必要があると認めるときには、検討会の下にワーキンググループを設置することができる。

4 委員長は、必要があると認めるときには、委員以外の者に対し、検討会やワーキンググループへの出席を求めることができる。

(検討会)

第5条 検討会は、原則として公開で開催する。

2 検討会配付資料は、国土交通省ウェブサイトに掲載することを原則とする。

ただし、委員長が必要と認めるときには非公開とすることができる。

3 検討会における議事要旨については、検討会後速やかに作成し、あらかじめ委員長に確認の上、国土交通省ウェブサイトに掲載するものとする。

(庶務)

第6条 検討会の事務局は、国土交通省水管理・国土保全局河川環境課に置く。

2 事務局は、検討会運営に係る庶務を処理する。

(雑則)

第7条 この規約に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

(附則)

1 この規約は、令和6年2月1日から施行する。

(別紙)

生物の生息・生育・繁殖の場としてもふさわしい河川整備及び
流域全体としての生態系ネットワークのあり方検討会

委員名簿

秋田 典子	千葉大学大学院園芸学研究院 教授	
朝日 ちさと	東京都立大学大学院都市環境科学研究科 教授	
鬼倉 徳雄	九州大学大学院農学研究院 教授	
片野 泉	奈良女子大学大学院自然科学系 教授	
萱場 祐一	名古屋工業大学大学院工学研究科 教授	
清水 義彦	群馬大学大学院理工学府 教授	
関島 恒夫	新潟大学農学部農学科 教授	
戸田 祐嗣	名古屋大学大学院工学研究科 教授	
中村 公人	京都大学大学院農学研究科 教授	
中村 太士	北海道大学大学院農学研究院 教授	委員長
西廣 淳	国立環境研究所気候変動適応センター 副センター長	
三橋 弘宗	兵庫県立大学自然・環境科学研究所 講師 兵庫県立人と自然の博物館 主任研究員	

(敬称略 五十音順)